



島根労働局発表

令和3年11月8日(月)

担

島根労働局労働基準部賃金室

賃金室長 藤原 修二

賃金指導官 小村 誠二

当

TEL 0852-31-1158

島根県特定（産業別）最低賃金の改正答申について

－ 5業種について時間額28円から32円引上げ －

島根地方最低賃金審議会（会長 とみたまちこ 富田眞智子）は、島根労働局長（くらもちきよこ 倉持清子）から島根県特定（産業別）最低賃金の改正決定についての諮問を受け、最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ね、10月28日までに5業種の特定（産業別）最低賃金について答申を行いました。

島根労働局長は、この答申を受けて、異議申出に関する手続きや官報公示等所要の手続きを進めています。当該5業種にかかる最低賃金は、下表のとおり令和3年11月26日から順次発効となる予定です。

件名	現行時間額	答申時間額	引上額	引上率	効力発生予定日※
製鋼・製鋼圧延業、鉄素 形材製造業	922円	954円	32円	3.47%	令和3年11月26日
はん用機械器具、生産用 機械器具、業務用機械器 具製造業	898円	930円	32円	3.56%	令和3年12月8日
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	825円	853円	28円	3.39%	令和3年12月26日
自動車・同附属品製造業	887円	919円	32円	3.61%	令和3年12月29日
自動車（新車）小売業	872円	904円	32円	3.67%	令和3年12月24日
百貨店、総合スーパー	今年度改定はありません。 令和3年10月2日から島根県最低賃金（824円）が適用されています。				

※ 効力発生予定日は、最短での予定日であり、手続き等の状況によっては変更となる場合があります。

(別 紙)

3 過去5年間の改定状況

件 名 \ 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年
島根県最低賃金	718 円	740 円	764 円	790 円	792 円	824 円
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	836 円	859 円	886 円	914 円	922 円	954 円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	820 円	841 円	867 円	894 円	898 円	930 円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	756 円	775 円	800 円	822 円	825 円	853 円
自動車・同附属品製造業	812 円	833 円	859 円	879 円	887 円	919 円
自動車（新車）小売業	790 円	812 円	838 円	865 円	872 円	904 円
百貨店，総合スーパー	748 円	750 円	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし